平成２９年（再イ）第４５号
大分県別府市大字内竈3450番地の33
再生債務者　佐藤　俊一
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月15日から平成30年２月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（再イ）第１９号
長野県諏訪市沖田町２丁目130番地10
再生債務者　今井　浩之
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月５日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月15日から平成30年１月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（再イ）第３０２号
横浜市南区永田北２丁目52番１号　コーポ名取201
再生債務者　飯田　昌美
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月９日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月15日から平成30年１月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第６２１号
大阪市生野区桃谷３丁目12番31―508号
再生債務者　乾　　雅一
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月12日から平成30年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再イ）第６２４号
大阪市住吉区万代４丁目１番13号
再生債務者　山本　康典
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月12日から平成30年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再イ）第４３号
奈良県高市郡高取町大字清水谷1041番地
再生債務者　岡村　知子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月18日から平成30年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（再イ）第３３６号
横浜市中区新山下３丁目13番16―703号
再生債務者　園田　　茂
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月12日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月22日から平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第３４３号
神奈川県横浜市中区初音町１丁目21番地１サンライズ福清ビル902号室
再生債務者　若山　　真
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年１月12日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月22日から平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第18号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示（平成22年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号）の一部を次のように改正し、平成29年12月16日から適用する。

平成29年12月15日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

記３　危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物の表示、当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件
別表第２のとおり

「【災害時の特例】

原則として災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部または非常災害対策本部が設置されている場合に、被災した地方公共団体等からの災害応急対策に必要な燃料の供給要請に基づき道路管理者が特に通行を認めた場合は、水底トンネル及びこれに類するトンネルを通行しようとする車両（別表第２中「第四類・引火性液体」を積載する移動タンク貯蔵所（タンクローリー）に限る。）のうち、当該水底トンネル及びこれに類するトンネルの構造を保全し、又は水底トンネル及びこれに類するトンネルにおける交通の危険を防止するため、誘導車を当該車両の前後に配置するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについては、別表第２にかかわらず、通行することができることとする。

災害時の特例に該当する水底トンネル及びこれに類するトンネルの名称及び箇所は次表のとおりとする。

名　　称	箇　　所
恵那山トンネル （高速自動車国道中央自動車道西宮線）	長野県下伊那郡阿智村智里から岐阜県中津川市神坂字兼好屋敷まで
飛騨トンネル （高速自動車国道東海北陸自動車道）	岐阜県飛騨市河合町保字栗谷から岐阜県大野郡白川村大字荻町字上町山まで
袴腰トンネル （高速自動車国道東海北陸自動車道）	富山県南砺市上田外弐拾六ヶ村入会地字山田郷又上から富山県南砺市漆谷字長表まで
肥後トンネル （高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線）	熊本県八代市坂本町鮎帰ほ字長谷から熊本県球磨郡山江村大字万江字水無まで
加久藤トンネル （高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線）	熊本県人吉市大畑麓町字上小川内から宮崎県えびの市大字東川北字寺園まで

」を追加する。